

# 療育について



## 1. 療育とは

…生きづらさを持つ子どもたちが自立した（**自己選択のできる**）社会参加ができるように、**保護者と協働**（きょうどう）**でいてねいな子育て**を行うこと。



## 2. 療育を受けるときの大切なポイント

…療育の目的は“**お預かり**”ではありません。利用するときは次の4つのポイントを心がけましょう。

- ① **目標や目的**をもって利用しましょう。
- ② 子育てにおける**気になることなどを相談**しましょう。
- ③ 療育での**状況を確認**しましょう。
- ④ 必要に応じて相談支援専門員に、園や学校、病院、療育先、福祉課等の連携調整をお願いしましょう。

## 3. 療育を受けられる場所

- ① 児童発達支援 **:小学校就学前**までのお子さんが対象です。
- ② 放課後等デイサービス:**就学以上主に6歳から18歳までの就学**しているお子さんが対象です。



児童発達支援/放課後等デイサービスは、日常生活における基本的な動作や技能、集団生活に必要な社会性やコミュニケーションを練習し、家庭や園・学校での生活がより豊かになるように“**子ども**”と“**家族**”を支援するところです。

例えば・・・

- ことばが出ない
- 集中力が続かない
- 集団行動が苦手
- 読み書き計算が苦手
- 落ち着きがない
- コミュニケーションが苦手
- 友達とトラブルになる
- 食事や着替えが上手くできない etc.
- 手先が不器用

このような、お子さんが困っていること、家族が気になること等に対して支援を行います。療育は、**お子さんの心身の成長**や**置かれている環境**に合わせて行われます。

## 療育の利用・手続きについて



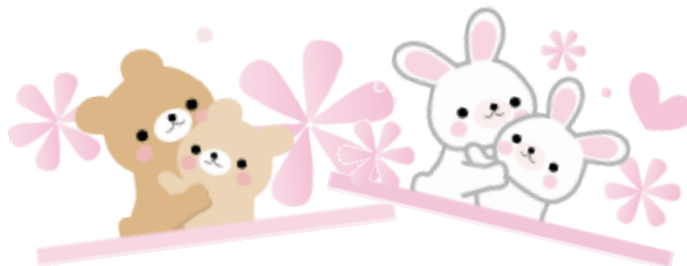
- ◆療育の利用には市町村への申請と相談支援（支援利用計画の作成）が必要です。
- ◆まずはお住いの市町村役場（福祉課）に相談してみましょう。

- ・相談支援事業所では、困りごとや希望を伝え、どのような支援を利用するかを決める支援利用計画を作成してもらいましょう。
- ・療育の事業所は、地域に複数あります。事業所毎に特色があり、支援内容も異なりますので、気になる事業所があれば見学・体験をしてみましょう。



### 療育に通いはじめたら

- ・療育は個別支援計画（個々のこどもの状況に応じた支援計画）に基づいて行われます。困りごとやできるようにしてほしいこと等を児童発達支援／放課後等デイサービス事業所と話し合い、こどもと家族も目標をもって利用しましょう。
- ・こどもの発達や課題について、関係機関による定期的な話し合いやモニタリング（支援計画の効果測定）が実施されます。今後の支援について、こどもと家族を中心に各関係機関が考える場ですので、家庭での様子や本人・家族の希望を伝えましょう。



### 療育の利用・手続きの流れ

